

2022年（令和4年）6月16日

特定非営利活動法人 介護・福祉サービス非営利団体ネットワークみやぎ

宮城県福祉サービス第三者評価事業を実施するにあたり、下記の評価手数料及び適用条件にて執行を行うこととする。

記

(1) 【手数料及び適用条件】 子ども分野、障害者・児分野、高齢者分野、救護施設分野

手数料（税別手数料・消費税10%）	適用条件
20万円（181,818円 18,182円）	利用定員数 50人未満
25万円（227,273円 22,727円）	利用定員数 50人以上

※利用者一人あたりの通信費（税別）として200円をご負担いただきます。

※上記手数料対象分野

子ども分野（保育所）

障害者・児分野（障害者・児童施設）

高齢者分野（特別養護老人ホーム・養護老人ホーム・軽費老人ホーム・通所介護事業所
・訪問介護事業所）

救護施設分野（救護施設）

(2) 【手数料及び適用条件】 社会的養護関係施設

手数料（税別手数料・消費税10%）	適用条件
25万円（227,273円 22,727円）	利用定員数 100人未満
30万円（272,727円 27,273円）	利用定員数 100人以上

※利用者一人あたりの通信費（税別）として200円をご負担いただきます。

※宮城県外の評価調査の場合は、訪問調査等に係る交通費をご負担いただきます。

※上記手数料対象分野

社会的養護施設（児童養護施設・乳児院・児童心理治療施設・児童自立支援施設
・母子生活支援施設）